# 時価等情報

# 有価証券関係

貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

### 1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

#### 2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区分	種類	令和6年3月期			令和7年3月期		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	地方債	1,744	1,761	17	176	178	1
	社債	900	903	3	600	600	0
	小計	2,644	2,665	21	776	779	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	_	_	_	373	372	△ 1
	社債	2,210	2,190	△ 19	2,060	2,028	△ 31
	小計	2,210	2,190	△ 19	2,433	2,401	△ 32
合計		4,854	4,856	2	3,210	3,180	△ 30

## 3. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

種類	令和6年3月期	令和7年3月期	
性類	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	
子会社株式	75	75	
関連会社株式	_	_	

#### 4. その他有価証券

(単位:百万円)

区分	種類	令和6年3月期			令和7年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	株式	15,305	4,479	10,826	14,777	4,526	10,250
	債券	18,901	18,859	42	1,981	1,971	10
	国債	12,939	12,909	30	1,881	1,871	10
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	地方債	3,756	3,750	6	_	-	_
内が間で置たる 000	社債	2,205	2,199	5	100	99	0
	その他	385	350	34	383	350	32
	小計	34,592	23,689	10,903	17,142	6,848	10,293
	株式	74	77	△ 2	54	57	△ 3
	債券	109,703	111,693	△ 1,989	154,458	160,003	△ 5,544
<i>₩</i>	国債	35,657	35,966	△ 309	75,548	77,310	△ 1,762
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	地方債	71,190	72,833	△ 1,643	60,197	63,704	△ 3,506
	社債	2,856	2,892	△ 36	18,712	18,988	△ 276
	その他	_	_	_	_	_	_
	小計	109,778	111,770	△ 1,992	154,513	160,061	△ 5,548
合計		144,370	135,459	8,910	171,655	166,909	4,745

(注)上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

種類	令和6年3月期	令和7年3月期	
性は、 大きないないない。	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	
非上場株式	45	45	
組合出資金	839	1,032	

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

#### 5. 当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 別	令和6年3月期			令和7年3月期		
(里)	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	80	7	6	192	120	_
債券	15,350	_	463	27,158	_	730
国債	12,635	_	391	17,727	_	263
地方債	2,714	_	72	9,430	_	466
社債	_	_	_	_	_	_
その他	_	_	_	_	_	_
合計	15,431	7	470	27,350	120	730

## 6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前事業年度及び当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

# 金銭の信託

該当ありません。

#### その他有価証券評価差額金

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	区分	令和6年3月期	令和7年3月期
評值	m差額	8,910	4,746
	その他有価証券	8,910	4,746
	その他の金銭の信託	_	_
(△	)繰延税金負債	△ 2,702	△ 1,470
その	D他有価証券評価差額金	6,208	3,276